

議員提出議案第10号

豊島区認証保育所等保護者補助金の交付及び臨時保育所等の保育料の減免に関する条例

上記の議案を提出する。

平成25年9月20日

提出者 豊島区議会議員

渡 辺 くみ子	森 とおる
垣 内 信 行	小 林 ひろみ
河 野 たえ子	儀 武 さとる
古 塚 稔 人	小 林 弘 明
関 谷 二 葉	

豊島区議会議長 竹 下 ひろみ 様

豊島区認証保育所等保護者補助金の交付及び臨時保育所等の保育料の減免に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、認証保育所、小規模保育所及び家庭福祉員が受託した子どもを保育する施設（以下「認証保育所等」という。）に在籍する児童の保護者に対し、当該認証保育所等の利用に係る保育料について補助すること又は臨時保育所及び事業所内保育所（以下「臨時保育所等」という。）に在籍する児童の保護者に対し、当該臨時保育所等の利用に係る保育料を減免することにより、当該保護者の経済的負担を軽減するとともに認可保育所における保育料の負担との均衡を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証保育所 東京都知事が認証した保育施設をいう。
- (2) 小規模保育所 豊島区長が認証した小規模保育施設をいう。
- (3) 家庭福祉員が受託した子どもを保育する施設 豊島区長が認定した子どもの保育について技能及び経験を有する者（以下「家庭福祉員」という。）が受託した子ども

もを保育する施設をいう。

- (4) 臨時保育所 豊島区が設置する臨時保育施設をいう。
- (5) 事業所内保育所 豊島区が事業所内保育事業を委託する事業所内保育施設をいう。
- (6) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項又は第4項の規定により設置された保育所をいう。
- (7) 保護者 児童と同一の世帯に属する者で当該児童が在籍する認証保育所等の設置者又は区に対し当該児童に係る保育料を納入する義務を負うものをいう。
- (8) 設置者 認証保育所等を設置する者をいう。

（補助又は減免対象者）

第3条 この条例による補助（以下単に「補助」という。）又は減免の対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす保護者とする。

- (1) 豊島区内に住所を有すること。
- (2) 設置者又は区との間で当該認証保育所等又は臨時保育所等の利用契約（一時保育の利用に係る契約を除く。以下同じ。）を締結していること。
- (3) 次のいずれかに該当する児童の保護者であること。

ア 次のいずれかに掲げる保育所について、それぞれに定める要件を満たす児童であること。

(7) 東京都知事が定める認証保育所A型 月に160時間以上の保育が必要な小学校就学始期に達するまでの児童

(4) 東京都知事が定める認証保育所B型 月に120時間以上の保育が必要な3歳未満の児童

イ 小規模保育所、家庭福祉員が受託した子どもを保育する施設又は区との間の利用契約が月160時間以上の児童であること。

- (4) 就労等により当該児童を保育することができないこと。

（補助又は減免の条件）

第4条 補助又は減免は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合において、第1号に規定する在籍月に係る保育料について行うものとする。

- (1) 保護者の児童について、認証保育所等及び臨時保育所等に月の初日から末日まで在籍した月（以下「在籍月」という。）があること。

(2) 保護者について、在籍月における各月初日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき区の住民基本台帳に記録されていること。

(3) 設置者、区又は家庭福祉員に対し在籍月に係る児童の保育料を納入し、かつ、その確認ができること。

（補助又は減免額）

第5条 児童1人当たりの補助又は減免の月額、保護者が納入した当該児童の認証保育所等又は臨時保育所等の利用契約に基づく保育料の月額から当該児童について認可保育所において保育の実施をしたならば徴収することとなる豊島区保育の実施及び費用の徴収に関する条例（昭和62年3月20日豊島区条例第3号）第5条及び第6条の規定に基づく保育料の月額（以下「認可保育所保育料」という。）を控除して得た額とする。ただし、当該控除して得た額が4万円を超えるときは、4万円とする。

2 前項の場合において、認可保育所保育料の算出に当たっては、豊島区保育の実施及び費用の徴収に関する条例第10条に規定する保育料等の減免については、適用しない。

3 第1項本文の規定にかかわらず、認可保育所保育料が認証保育所等又は臨時保育所等保育料を超えるときは、補助又は減免の対象としない。

4 第1項の規定により算出した児童1人当たりの補助又は減免の月額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認証保育所等保護者補助金交付申請書兼口座振替依頼書（以下「申請書」という。）により、当該年度の末日までに区長に申請しなければならない。

2 申請書には、当該児童に係る認可保育所保育料の額の算定に当たり必要となる前年分の源泉徴収票等区長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、区の機関の保有する情報により必要な情報を確認することができるときは、この限りでない。

（交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査に当たり必要と認めるときは、申請者に対し必要な

書面の提出を求めることができる。

3 区長は、第1項の規定による審査に当たり、設置者又は家庭福祉員に対し申請者に係る認証保育所等保育料の納入の状況を証する書類の提出を求めることにより、認証保育所等保育料の納入についての確認を行う。

4 区長は、第1項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金の交付を行う決定（以下「交付決定」という。）にあつては認証保育所等保護者補助金交付決定通知書により、補助金の交付を行わない決定にあつては認証保育所等保護者補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（請求等の手続の委任）

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該補助金の請求及び返納に関する手続を区長の指定する者に委任することができる。

（交付請求）

第9条 交付対象者又は前条の規定による委任を受けた者は、認証保育所等保護者補助金請求書により、区長に対し補助金を請求することができる。

（補助金の交付等）

第10条 補助金は、4月分から6月分までの1期分、7月分から9月分までの2期分、10月分から12月分までの3期分、翌年1月分から3月分までの4期分の4回に分けて交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請が行われた時期により、同項に規定する交付の方法によることができないときは、この限りでない。

3 補助金の支出は、口座振替の方法により行う。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、交付対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、認証保育所等保護者補助金交付決定取消し通知書により、交付対象者に通知する。

（補助金の返還）

第12条 区長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、認証保育所等保護者補助金返還命令通知書により通知する。

(報告及び調査)

第13条 区長は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、交付対象者及び設置者に対し報告を求め、及び調査をすることができる。

(振込先口座の変更の届出)

第14条 交付対象者は、指定した補助金の振込先口座に変更があるときは、振込先口座変更届により区長に届け出なければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(説 明)

待機児童が急増する中、認可保育所以外の保育施設を利用する家庭の負担を軽減する制度について補助対象施設を増やすとともに、補助金額を増額するため、本案を提出いたします。

